

東北学院大学における公正な研究活動を遂行するための行動規範

平成 27 年 2 月 27 日全学教授会承認

東北学院大学（以下「本学」という。）は、本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（以下「研究従事者」という。）が、研究活動の果たす社会的役割の大きさに鑑み、各種の社会規範や法令及び本学の規程等を遵守し研究活動を公正に遂行するために、以下の行動規範を定めるものとする。

1. 研究従事者は、競争的資金等の使用に当たっては、研究資金等の配分機関の規定及び本学の規程等を遵守しなければならない。
2. 本学において学術研究に携わる者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用その他の不正又は不適切な行為及び研究費の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の不適切な使用を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理、保存により研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を未然に防ぐ措置を講じなければならない。
3. 研究従事者は、研究活動に伴う情報等の守秘義務を厳守し、研究活動上知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
4. 研究従事者は、産学官連携活動に伴う利益相反の弊害を未然に防止し、研究活動等の健全な推進に努めなければならない。
5. 研究従事者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想、宗教などにより個人を差別してはならない。
6. 本学において学術研究に携わる者は、研究上の優位な立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
7. 研究従事者は、不正行為があった場合は、その是正に努めなければならない。
また、不正行為が現に行われ、若しくは行われたことを確認したときは、それを放置してはならない。
8. 研究支援に携わる事務職員等は、本行動規範の趣旨に沿って真摯に行動しなければならない。特に、研究費の管理においては、不正行為を行わず、また、加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。
9. 本学は、研究従事者と本学との取引業者の癒着を防止するため、本学との取引業者に対して、本行動規範を含む関係規程等の趣旨を説明し、不正防止の取り組みへの理解を求める。
10. 本学は、研究環境の質的向上に積極的に取り組み、研究活動における不正行為及び不適切な行為を未然に防止するために、この行動規範を研究従事者に周知し、研究倫理の普及・定着のための活動を行わなければならない。
また、研究活動における疑義が発生した場合は、適切に対応しなければならない。